

令和7年第2回板野町議会定例会会議録（第3日）

日 時 令和7年6月12日（木） 午前10時00分 開会

議事日程

- 日程第1 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
板野町税条例の一部改正について
- 日程第2 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
板野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 報告第3号 令和6年度 板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第4号 令和6年度 板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第1号 板野町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 板野町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 板野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 令和7年度 板野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第5号 中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について
- 日程第10 議案第6号 徳島縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第7号 板野町固定資産評価員の選任に同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで、議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第8号 令和7年度 板野町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第2 議案第9号 令和7年度 板野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 追加日程第3 議案第10号 令和7年度板野町小中学校学習用コンピュータ機器一式購入に係る契約の締結について
- 追加日程第4 閉会中の継続調査申出書

出席議員（12名）

1番	犬 伏 雅 啓 君	2番	藤 田 千 穂 君
3番	大 西 裕 也 君	4番	楠 本 千 草 君

5番 太田良和君
7番 根ヶ山昇君
9番 東條昭二君
11番 石田実君

6番 三原大輔君
8番 奥尾周二君
10番 松浦昶君
12番 水口昭彦君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

副町長	東根弘幸君	教育長	谷川健二君
総務課長	山本敏彦君	会計管理者兼出納室長	松浦賢治君
環境生活課長	末岡稔久君	人権コミュニティ課長	岡田加代子君
下水道課長	晃昇政治君	子ども家庭支援センター長	吉本洋時君
福祉保健課長	山田裕子君	産業課長	浅井直美君
教育委員会次長	井上健君	住民課長	岡本千江美君
水道課長	平野功太郎君	建設課長	松本守君
税務課長	永井英孝君		

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 上田哲也君 議会事務局係長 村上愛実君

午前10時00分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。会議に先立ち、欠席の御報告をします。玉井町長は体調不良で療養中のため欠席をしております。ただいま、出席議員は12名です。定足数に達しておりますので6月11日に引き続き、再開します。これから本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第1、報告第1号、「専決処分の承認を求めることについて、板野町税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。永井税務課長。

[税務課長（永井英孝君）登壇]

○税務課長（永井英孝君） おはようございます。

報告第1号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決

処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和7年6月3日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町税条例の一部改正について。

板野町税条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月31日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第2号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日から施行されたことなどに伴い、今回の税制改正により、令和7年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正点につきましては、個人住民税におきまして、国の所得税において、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、令和8年度課税の個人住民税から特定親族特別控除を追加し、大学生年代の子などの給与収入について現行103万円までを150万円までに、150万円から188万円の場合は控除額に段階を設けて控除するものです。

また、軽自動車税関連におきましては、マイナンバーカードが運転免許証として利用できるようになったことに伴い、軽自動車税の減免申請時に現行提示が必要な免許証の代わりに免許情報の記録されたマイナンバーカードの提示でも申請が可能とするものです。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。

お諮りします。報告第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第2、報告第2号、「専決処分の承認を求めることについて、板野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。永井税務課長。

[税務課長（永井英孝君）登壇]

○税務課長（永井英孝君） 報告第2号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和7年6月3日提出でございます。次のページをお願いいたします。

専決第3号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町国民健康保険税条例の一部改正について。

板野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月31日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この専決第3号につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことなどに伴い、今回の税制改正により令和7年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

国民健康保険税条例の主な改正点は、国民健康保険税の医療分課税限度額を現行65万円から66万円に、後期高齢者支援金課税に係る課税限度額を現行24万円から26万円に、5割軽減基準額の1人当たりの軽減基礎額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減基準額の1人当たりの軽減基礎額を54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものでございます。今回の改正により、限度額が106万円から109万円となる一方、1人当たりの軽減基礎額の引上げにより軽減対象が広がることとなります。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第2号を採決します。

お諮りします。報告第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第3、報告第3号、「令和6年度板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） ただいま報告第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

引き続き、議案書 25 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、令和 6 年度板野町一般会計継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度板野町一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出でございます。

令和 6 年度板野町一般会計継続費繰越計算書、4 款衛生費、2 項清掃費のクリーンセンター整備事業では、令和 6 年度から引き続き、事業を継続し 45 万 3,000 円を通次繰越しさせていただくものでございます。以上、報告第 3 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第 3 号を採決します。

お諮りします。報告第 3 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第 3 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第 4、報告第 4 号、「令和 6 年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 報告第 4 号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書 27 ページをお願いいたします。

報告第 4 号、令和 6 年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出でございます。

令和 6 年度板野町一般会計繰越明許費繰越計算書では、主に 2 款総務費、1 項総務管理費、住民情報ネットワーク運営事業で 1,410 万 2,000 円、3 款民生費、1 項社会福祉費、町民センター整備事業では 2,961 万円、4 款衛生費、2 項清掃費、中央広域環境施設組合負担金 3,362 万 4,000 円など合計 11 件、合計 1 億 3,445 万 8,000 円の繰越しをさせていただきます。以上で、報告第 4 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから報告第4号を採決します。

お諮りします。報告第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、報告第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第5、議案第1号、「板野町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。岡本住民課長。

[住民課長(岡本 千江美君)登壇]

○住民課長(岡本 千江美君) 議案第1号が議題となりましたので、御説明申し上げます。  
議案書の29ページをお願いいたします。

議案第1号、板野町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について。

板野町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年6月3日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

徳島県のひとり親家庭等の医療費助成事業につきまして、ひとり親家庭の父又は母に対する助成は入院のみとなっておりますが、令和7年10月診療分より通院及び入院に拡大されることから、本町におきましても、助成の対象を拡大するため、一部改正をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(水口昭彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第6、議案第2号、「板野町公共下水道条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。晃昇下水道課長。

[下水道課長(晃昇政治君)登壇]

○下水道課長(晃昇政治君) 議案第2号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

議案第2号、板野町公共下水道条例の一部改正について。

板野町公共下水道条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年6月3日提出でございます。

本条例は、板野町公共下水道条例第6条において、排水設備等の工事は、町長の指定を受けた者でなければ行うことができないことと規定しておりますが、令和6年1月に発生した能登半島地震では多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより工事を行うことができる指定工事店が不足し、これにより排水設備等の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に行えるよう町長が必要と認める場合は、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の工事を行うことができることとする内容の条例の改正であります。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第7、議案第3号、「板野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書33ページをお願いいたします。

議案第3号、板野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

板野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。令和7年6月3日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例の別表に掲げるもののうち、選挙に関する部分といたしまして、選挙長から選挙立会人までの報酬額につきまして現行それぞれに金額を定めておりますところ、上位法である国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に掲げる額とすることにより、今後、同法に定める報酬額が改

正された場合におきましても、本条例を改正することなく対応を可能とするための一部改正をお願いするものでございます。以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第8、議案第4号、「令和7年度板野町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第4号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

議案第4号、令和7年度板野町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度板野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,529万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,829万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日提出でございます。

今回の補正につきましては、主に住民税等定額減税補足給付金給付事業や副校長・教頭マネジメント支援事業等に係るものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入から説明をさせていただきます。

10款地方交付税、1項1目同じでは、一般財源分として424万2,000円でございます。

10ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰重点支援地方交付金7,764万4,000円を受け入れ、住民税等定額減税補足給付金給付事業に充当をするものでございます。12ページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、2目同じでは、公益財団法人 地域社会振興財団より人生100年時

代づくり・地域創生ソフト事業交付金の採択内示を受け、町制施行70周年記念映画PR事業の充当財源として250万円を受け入れるものでございます。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。次の13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金では、町制施行70周年記念映画PR事業として、本町が吉野川市や映画制作会社等と組織する映画「道草キッチン」PR実行委員会に対する負担金をお願いするものでございます。

14ページをお願いします。

2款同じく、2項徴税費、1目税務総務費では、住民税等定額減税補足給付金給付事業に係る費用として12節委託料で、定額減税に関連したシステム改修委託料で198万円、18節負担金補助及び交付金で、補足給付金といたしまして7,448万円をお願いしております。

15ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費、18節負担金補助及び交付金では、高齢者に対する補聴器購入費の助成金として60万円をお願いしております。

17ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では1節報酬、3節職員手当等及び8節の旅費で、副校長・教頭マネジメント支援事業等に係る支援員の人件費をお願いし、13節使用料及び賃借料で予算措置をしておりました、GIGAスクール事業に係るソフトウェアについて、複数年のライセンス購入契約となることから、17節備品購入費への組替えをお願いするものでございます。

19ページをお願いします。

以上、歳入歳出の総額に8,529万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を68億5,829万6,000円とするものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第9、議案第5号、「中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について」を議題とします。説明を求めます。末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 議案第5号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第5号、中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町の協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和7年6月3日提出でございます。

別紙、財産処分に関する協議書（案）につきましては、お目通しをお願いいたします。

吉野川市の脱退に伴う財産処分につきまして、中央広域環境施設組合の備品及び土地・建物は、組合が所有いたします。2市2町の負担割合を均等割100分の25、ごみ量割100分の75と定め、閉炉準備作業に係る債務、管理棟を除くごみ処理施設解体工事の債務を負担し、解体後の土地につきましては、後に売却又は貸付けなどにより利益が生じた場合は案分により分配いたします。

なお、余剰金及び各基金につきましては、令和7年7月31日をもって精算を行い、吉野川市に返還をいたします。以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第10、議案第6号、「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第6号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書47ページをお願いいたします。

議案第6号、徳島県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、徳島県市町村総合事務組合規約の変更に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年6月3日提出でございます。規約本文につきましては、お目通しをお願いいたします。
徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である「松茂町ほか二町競艇事業組合」から「松茂町ほか二町ボートレース事業組合」へ名称変更することに伴い、規約の変更が必要となったことから、今回、一部改正をお願いするものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

税務課長（永井英孝君）退席（午前10時30分）

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第11、議案第7号、「板野町固定資産評価員の選任に同意を求めることについて」を議題とします。説明を求めます。東根副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） ただいま、議案第7号が議題となりましたので、私の方から説明をさせていただきます。

引き続き、議案書の49ページをお願いいたします。

議案第7号、板野町固定資産評価員の選任に同意を求めることについて。

地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、板野町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

令和7年6月3日提出でございます。

この板野町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項で、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任することとなっており、今回は令和7年4月1日付けの税務課長の人事異動に伴いまして、選任に同意をお願いするものでございます。御記入をお願いいたします。

住所、板野町下庄字 [REDACTED]

氏名、永井英孝。生年月日、 [REDACTED] 生まれでございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、原案のとおり同意することに決定しました。ここで、小休いたします。

午前10時32分 小休

~~~~~

税務課長（永井英孝君）入席

~~~~~

午前10時33分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 御案内します。本日、追加提案をお願いしたい議案等がございます。

つきましては、その関係書類をただいまから配付しますので、少々お待ちください。

（上田・村上、書類を配付する）

（タブレットに書類をダウンロードする）

○議長（水口昭彦君） お諮りします。

お手元に配付の議事日程のとおり、町長から「令和7年度板野町一般会計補正予算（第2号）」ほか2件、また、各委員会の委員長から各委員会の「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、令和7年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の令和7年第2回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり4件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 追加日程第1、議案第8号、「令和7年度板野町一般会計補正予算

（第2号）」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第8号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

ただいま、配付されました別冊の補正予算書4ページをお願いいたします。

議案第8号、令和7年度板野町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度板野町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ352万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,652万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月12日提出でございます。

今回の補正につきましては、主には、物価高騰重点支援交付金の追加交付に伴う補正と、町民センターへのエレベーター設置工事に伴う空調設備の追加工事に対する予算措置が急を要することから、追加補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、物価高騰重点支援地方交付金の追加交付分として751万9,000円をお願いしております。

10ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、物価高騰重点支援地方交付金の受入に伴い、財源超過となる399万6,000円を減額するものでございます。

11ページをお願いします。続いて、歳出の説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目町民センター費では14節工事請負費で、空調設備設置工事として195万円をお願いしております。

12ページをお願いします。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費では、学校給食費の保護者負担分免除に係る一般財源に追加交付となった物価高騰重点支援地方交付金を充てたことに伴い、財源更正をお願いするものです。続く13ページでは12款諸支出金、1項特別会計費、1目特別会計繰出金で27節繰出金として物価高騰対策事業の水道使用料2か月分免除に係る減収額に対し、物価高騰重点支援地方交付金を充てるため、水道事業会計への繰出し157万3,000円をお願いするものです。

以上、歳入歳出予算の総額に352万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を67億7,652万3,000円をお願いするものでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 追加日程第2、議案第9号、「令和7年度板野町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。説明を求めます。平野水道課長。

[水道課長(平野 功太郎君)登壇]

○水道課長(平野 功太郎君) 議案第9号が議題となりましたので、御説明申し上げます。補正予算書の14ページをお願いいたします。

議案第9号、令和7年度板野町水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)

第1条 令和7年度板野町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度板野町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款水道事業収益、第2項営業外収益、(既決予定額)6,200万5,000円から(補正予定額)として157万3,000円を増額し、計6,357万8,000円とする。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

近年、企業債の借入利率が上昇傾向にあるため、利率を3.0%以内から5.0%以内に引上げをお願いするものでございます。

令和7年6月12日提出でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

補正予算事項別明細書により、補正内容を御説明申し上げます。

水道事業収益の第2項営業外収益、6目他会計補助金で、補正前の3,400万円に補正額157万3,000円を増額をお願いするものでございます。物価高騰対策として、本年4月及び5月に実施いたしました水道料金の2か月分免除に伴う追加補正でございます。

以上で、議案第9号の御説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長(水口昭彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 追加日程第3、議案第10号、「令和7年度板野町小中学校学習用コンピュータ機器一式購入に係る契約の締結について」を議題とします。説明を求めます。

井上教育次長。

[教育委員会次長(井上 健君)登壇]

○教育委員会次長(井上 健君) 追加議案として、お認めいただき、ありがとうございます。

議案第10号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

追加提出議案書の1ページをお願いいたします。

議案第10号、令和7年度板野町小中学校学習用コンピュータ機器一式購入に係る契約の締結について。

令和7年度板野町小中学校学習用コンピュータ機器一式購入に係る物品購入契約を、次のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び板野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年板野町条例第153号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年6月12日提出でございます。

これにつきましては、現在、小中学校で使用しております、タブレット端末につきましては、令和3年度から運用を開始させていただいておりますが、令和7年度に端末の耐用年数である5年を迎えることから、このたび、台湾製のASUSの「Chromebook」940台を購入させていただくものでございます。

購入に当たりましては、公立学校情報機器整備費補助金を活用いたしますが、共同調達による端末の購入が補助の要件に定められていることから5月23日におきまして、徳島県におきまして、共同調達の一般競争入札が執行され、本町を含む郡内の全ての町と勝浦町・神山町の7町の学習用コンピューター機器の購入業者及び購入金額が決定したため、5月30日に仮契約を締結させていただき、議会の議決を経た後、契約を締結させていただくものでございます。

契約の目的、物品名、令和7年度板野町小中学校学習用コンピューター機器一式購入でございます。納入箇所は、板野東小学校・板野西小学校・板野南小学校・板野中学校。

契約金額は3,989万3,513円、1台当たり約4万2,440円でございます。

契約の相手方は、徳島市西大工町2丁目5-1。

テルウェル西日本株式会社四国支店 徳島営業支店、徳島営業支店長 松本 学。

契約の方法は、徳島県との共同調達（一般競争入札）に伴う、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約でございます。

以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 追加日程第4、「閉会中の継続調査申出書」を議題とします。

お諮りいたします。本件は、これを各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 本定例会の会議に付された案件の審議は、全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。これで会議を閉じます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 副町長より御挨拶がございます。東根副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） 閉会に当たりまして、ひとこと私の方から御挨拶を申し上げさせていただきます。令和7年第2回板野町議会定例会は、去る6月3日に開会をいただきまして、本日まで10日間、何かと御多忙の中、議員各位におかれましては、本会議並びに各常任委員協議会に御参会を賜りまして、私どもから上程また御審議をお願いを申し上げました、報告4件・追加議案も含めた議案10案件につきまして、慎重審議を賜り、原案のとおり、御承認・御決議また御同意を賜

り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

今議会で、議員の皆様方から賜りました、御意見・御提言等につきましては、今後、できる限り町政に反映をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも、よろしく御指導・御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

2017年8月から8年近く続いておりました、紀伊半島から東海沖の「黒潮大蛇行」が終息する見通しであると気象庁の方から発表があり、これにより暑さや大雨が弱まると考える専門家もいるようでございますが、先日には九州南部で線状降水帯が発生をし、大雨となるなど、気を抜くことはできません。6月8日には、四国地方も梅雨入りとなり、本格的な梅雨のシーズンを迎えることから、蒸し暑い日が続いたり、また、梅雨明けには猛暑となることも予想されますので、町民の皆様方におかれましては、熱中症の予防対策など体調管理に十分、御留意をいただきますよう、お願いを申し上げます。私どもと致しましても、今後の気象情報を注視するとともに、大規模な自然災害発生時の対応に向けた取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

結びとなりますが、議員の皆様方におかれましては、時節柄くれぐれも体調には十分、御留意をいただきますとともに、今後とも、引き続き、私ども町職員一丸となって住民福祉の充実、住みやすい板野町の実現に向け、行政サービスを進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位の更なる御理解・御協力をよろしくお願いを申し上げ、6月定例会閉会に当たりましての、私のお礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 令和7年第2回板野町議会定例会の閉会に当たり、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。本定例会は、去る6月3日に開会し、本日までの10日間、議員各位には、提出された諸議案につき終始、御熱心に御審議いただき、ただいま、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、連日にわたり議会運営に御協力をくださいました副町長を始め、執行機関の皆様方に対しましても、心から、お礼を申し上げます。これから夏に向かいます。どうか皆様方には、今後とも十分、御自愛をいただき、町政発展のため御尽力くださいますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とします。これをもちまして、令和7年第2回板野町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

午前10時57分 閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 水 口 昭 彦

署 名 議 員 松 浦 昶

署 名 議 員 石 田 実

署 名 議 員 犬 伏 雅 啓